

埼玉県生活衛生関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）の健全な育成を図るため、センターに対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、センターの運営に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、140,000円とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定める。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は歳入歳出予算事項別明細書とする。

4 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 センターは、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書には、歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

(報告書の提出期限)

第8条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第10条 センターの長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 センターは補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県生活衛生関係団体補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

下記により、埼玉県生活衛生関係団体補助金の交付を受けたいので、補助金等の
交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の実施計画
- 3 補助事業の実施期間
- 4 添付書類
歳入歳出予算事項別明細書

様式第2号（第5条関係）

埼玉県生活衛生関係団体補助金交付決定通知書

生 衛 第 号
年 月 日

公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県生活衛生関係団体補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払いとする。

3 交付条件

補助金等の交付手続等に関する規則及び埼玉県生活衛生関係団体補助金交付要綱の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け
第 号の申請書記載のとおりであること。

(2) 実績報告書は、定められた期日までに提出すること

様式第3号（第7条関係）

埼玉県生活衛生関係団体補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、
公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センターの補助事業が完了したので補助金等
の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報
告します。

記

- 1 補助金等の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類
歳入歳出決算（見込）書

様式第4号（第9条関係）

埼玉県生活衛生関係団体補助金額確定通知書

生 衛 第 号
年 月 日

公益財団法人 埼玉県生活衛生営業指導センター 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった埼玉県生活衛生関係
団体補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金の交付手続
き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15条）第14条の規定により、通知
します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 |
| 2. 補助金交付確定額 | 円 |
| 3. 精 算 額 | 円 |

様式第5号（第10条関係）

埼玉県生活衛生関係団体補助金交付請求書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付け生衛第 号で交付決定のあった埼玉県生活衛生関係
団体補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

補助金請求額 金 円